

## 食堂運営事業に係る条件について

### ➤ 設定条件

- (1) 来館者数:年間約 20,000 人以上(研修生を含む)
- (2) 食 事 数:年間 10,000 食程度
- (3) 宿泊約 60 泊
- (4) 営業時間  
朝食: 7 時 30 分～8 時 00 分頃  
昼食:11 時 45 分～14 時 00 分頃  
夕食:17 時 30 分～ 19 時 00 分頃
- (5) 価格  
※税込価格  
朝食:400 円  
昼食:500 円  
夕食:700 円
- (6) その他
  - ① 研修や研修生に支障が出ない限り、一般客の使用を許可する。
  - ② 夕食での酒類については、受託業者で提供すること。
  - ③ 別紙 1 の経費負担区分に記載以外の事柄については、受託業者の負担とする。
  - ④ 機器備品類等については、既存のものを利用すること。  
なお、その他必要備品が生じた場合受託者で対応し、協会貸し出し備品と混同しないようにする。
  - ⑤ 既存施設、備品、機器については、現状のまま使用すること。
  - ⑥ 食堂ホールについては、来館者、研修生の休憩や打合せ、持参した弁当等での使用及び給茶器等の使用を認めること。
  - ⑦ 1 日の提供メニュー数については、2 品以上とする。  
※利用者が極端に少ない場合を除く
  - ⑧ 研修メニューにセットとなっている食事については、特に健康管理を含めたメニューの提供を心掛ける。
  - ⑨ 弁当の提供を可能とする。
  - ⑩ 職員への昼食は、500 円とする。
  - ⑪ 宿泊を伴う夜間研修がある場合は、指導員に対しおにぎり等の提供を行う。  
※(4 人分を月 3 回程度)